第3期和光市子ども・子育て支援事業計画 策定業務公募型プロポーザル選定結果報告書

令和5年6月2日

第3期和光市子ども・子育て支援事業計画 策定業務委託事業者選定委員会

1 経緯

令和2年3月に策定した第2期和光市子ども・子育て支援事業計画の計画期間が令和6年度で終了することに伴い、子ども・子育て支援法第61条の規定に基づき、新たに令和7年度から令和11年度までの5か年を計画期間とした次期計画を策定することとなっています。

次期計画の策定にあたり、令和5年度はニーズ調査を実施し、令和6年度はその結果を基に次期計画を策定します。この次期計画である第3期和光市子ども・子育て支援事業計画策定業務委託事業者の選定について、子ども・子育て政策の見識をもつ事業者を選定するため、委託する事業者を公募により選定することとしました。

公募の結果、3事業者から申請書が提出されました。当委員会では、申請者としての 適格性、事業提案の内容等について公開ヒアリング等による審査を行い、委託事業者を 選定しましたので、ここにその結果を報告します。

2 公募した事業の概要

- (1) ニーズ調査の実施及び集計・分析
- (2) 調査結果に基づく必要なサービスとその分量の整理・分析と課題の整理
- (3) 報告書の作成
- (4) 量の見込みの算出及び目標量の設定
- (5) 事業計画案の作成支援
- (6) パブリックコメントの実施支援
- (7) 計画書及び概要版の作成
- (8) 和光市子ども・子育て支援会議の支援
- (9) 国・全国自治体の動向に係る情報等の提供

3 選定委員会委員

| 職名 | 氏 名 | 所属 |
|-----|-----------|------------------------------|
| 委員長 | 斎藤 幸子 | 子どもあんしん部長 |
| 委 員 | 武田 珠美 | ネウボラ課長 |
| 委 員 | 渡辺 正成 | 子どもあんしん部次長兼保育サポート課長 |
| 委 員 | 上原 健二 | 保育施設課長 |
| 委 員 | 田中 克則 | 保健福祉部次長兼地域包括ケア課長 |
| 委員 | 大澤・絵里 | 和光市子ども・子育て支援会議基準検討部会・施設認可部会・ |
| 安貝 | 八倖 松里 | 保育料検討部会委員 |

4 選定の経過

 (1) 実施要領の公表
 令和5年5月 2日(火)

 (2) 質問書受付期限
 令和5年5月11日(木)

 (3) 質問に対する回答
 会和5年5月17日(水)

(4) 参加申込書・企画提案書等の提出期限 令和5年5月22日(月)

(5) 選定委員会開催 令和5年5月31日(水)

5 選定にあたっての考え方

選定委員会における選定は、事務局による資格審査を行った上で、提出された企画提案書等、プレゼンテーション及び公開ヒアリングによる委員との質疑応答により、総合的に審査します。各委員が申請事業者の提案内容等を100点満点で採点し、委員全員の平均点70点を基準点とし、これを超える評価を得なければ、選定されないこととしています。

< 評価項目及び配点>

| | 評 価 項 目 | 配点 |
|-----|---------------------------|-----|
| (1) | 会社概要・業務実績 | 10点 |
| (2) | 会社としての実施体制 | 10点 |
| (3) | ニーズ調査結果の集計、分析、結果報告 | 20点 |
| (4) | 第3期和光市子ども・子育て支援事業計画案の作成支援 | 20点 |
| (5) | 実施スケジュール | 10点 |
| (6) | 経費見積額 | 10点 |
| (7) | 企画提案の取組姿勢 | 10点 |
| (8) | プレゼンテーション | 10点 |

合計 100点

6 選定結果及び選定理由

(1) 選定結果

優先交渉権者

株式会社 ぎょうせい 関東支社 評価点 85.7点

(2) 選定の講評

今回3事業者から応募があり、関心の高い公募となりました。1事業者は基準点の 70点に届かなかったため、残り2事業者のうち、評価点の高い事業者を優先交渉権 者としました。

評価につきましては、事前資料による書類審査、プレゼンテーション及びヒアリン

グにより、採点表に基づき評価が行われました。採点表は8項目とし、6名の委員で 100点満点で採点、評価を行いました。

評価の傾向につきましては、基準点以上の2事業者について、ほとんどの評価項目で70%以上の得点を取得していましたが、今回優先交渉権者となる事業者は「(8)プレゼンテーション」以外のすべての評価項目で一番の評価点となりました。特に「(5)実施スケジュール」については、6名の委員全員が満点となりました。

その他には、ニーズ調査結果の体裁についてわかりやすく示されていること、子ども・子育て支援事業計画を熟知した上で他の計画との関連性を鑑みた提案をしていることにより、他の申請事業者を上回る優位性がみられたことから、選定に至りました。

以上